

令和6年度美咲町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定及び美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定に基づき、令和6年度一般廃棄物処理（実施）計画を定めたので、次のとおり告示する。

美咲町長 青野高陽

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

① 計画人口（令和6年1月1日現在）※外国人を含む。

計画処理区域	美咲町全域 12,848人
--------	---------------

② 総発生量の見込み

ごみ	3,215 t/年
し尿、浄化槽汚泥	7,643 kl/年

③ ごみ、し尿、浄化槽汚泥等処理計画量

ごみ	町計画収集	2,327 t/年
	直接搬入	194 t/年
	事業系ごみ	694 t/年
	計	3,215 t/年
し尿、浄化槽汚泥	許可業者	7,643 kl/年
	直営収集	0 kl/年
	計	7,643 kl/年

2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

項 目	内 容
①広報及び啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報みさき ・ ホームページ ・ 告知放送 ・ 出前講座 ・ みさきテレビ ・ 収集日程表（地区別） ・ ごみ分別アプリ（多言語対応） ・ 美咲町公式 LINE
②ごみ減量化の推進	<p>※令和4年1月28日のごみ減量宣言に基づく可燃ごみの減量化施策を継続して進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源ごみはきちんと分別する。 ・ 使えるものは必要な人へ譲る。 ・ 無駄をなくして使い切る。 ・ 事業ごみは適正に処理する。
③資源ごみの集団回収促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども会、PTA、自治会等による集団回収の奨励 ・ 新規団体及び休眠団体の掘り起こし
④町内リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック容器包装の分別周知
⑤生ごみ処理機（容器）の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気式生ごみ処理機購入補助 10基 ・ コンポスト購入補助 15基
⑥家庭ごみ有料化によるごみ排出の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定ごみ袋導入による有料化の継続
⑦廃棄物処理施設へのごみの搬入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津山圏域資源循環施設組合と連携し、許可業者による不適正搬入抑止のための展開検査の実施及び指導
⑧家電リサイクル法による廃家電製品のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機をいう。）の適正なりサイクルのため、指定引取場所等について、情報提供を行う。 ・ 義務外品の直営収集及び指定引取場所への搬送を行う。
⑨資源有効利用促進法によるパソコンリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用、家庭用パソコンの適正なりサイクルのため、対象品目や回収場所等について、情報提供を行う。
⑩古紙リサイクル及び消火器リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古紙回収による、古紙リサイクルの推進 ・ 消火器リサイクル窓口の情報提供
⑪小型家電リサイクル法による家庭用小型家電のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町施設に回収ボックスを設置し、小型家電リサイクルを推進
⑫法令、例規等に規定される清潔の保持と不法投棄監視活動による犯罪行為の抑止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美咲町環境衛生協議会と協力し、毎年11月第1日曜日を町内一斉清掃の日と定め、地域の清潔の保持のためクリーン作戦を実施するもの。 ・ 環境保全監視員（12名）を委嘱し、町内循環による不法投棄監視パトロールを行い、不法投棄を発見したときは、速やかに対応を行うもの。
⑬海洋プラスチックごみ（海ごみ）の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海ごみは、ペットボトルやレジ袋などのポイ捨てごみが陸地等から河川を通じて海に流れ込む性質のものであることから、岡山県内陸部にあたる本町で、海ごみ発生抑制のための啓発活動に取り組むもの。

3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

① ごみ

ア 家庭から排出される一般廃棄物

ただし、一般家庭廃棄物の収集については、別途定める美咲町一般廃棄物処理基本計画による。

種 類		計画処理量 (t/年)	収集方法	収集運搬主体	搬入先
収 集	可燃ごみ	1,811	地点収集	町(委託)	津山圏域クリーンセンター
	不燃ごみ	87			
	粗大ごみ	114			
	プラ容器包装	43			
	資源化物	272			
	合 計	2,327			
直 接 搬 入	可燃ごみ	52	自己持込	排出者	津山圏域クリーンセンター
	不燃ごみ	3			
	粗大ごみ	130			
	プラ容器包装	0			
	資源化物	9			
	合 計	194			

※空家の片づけ、引っ越しなどによる、一時的に多量に排出されるごみは、ステーション収集できないため、処理施設に直接搬入するか、許可業者と契約を締結し搬出するものとする。

イ 事業活動によって排出される一般廃棄物

事業活動によって排出されるごみは、排出者自らの責任において、適正に処理することを原則とする。自ら処理できない場合は、排出者は、自ら処理施設へ搬入するか、許可業者と契約を締結し搬出するものとする。

種 類		計画処理量 (t/年)	収集方法	収集運搬主体	搬入先
事 業 系 一 般 廃 棄 物	収 集	639	戸別収集	許可業者(16社)	津山圏域クリーンセンター
	直接搬入	55	自己持込	排出者	
	合 計	694			

ウ 町が一般廃棄物処理と併せて処理することができる産業廃棄物は、津山圏域クリーンセンターの処理計画に準じて取り扱う。

エ 美咲町一般廃棄物処理（収集運搬）業許可業者の許可方針

今後の事業系ごみ排出見込量は、既存の許可業者の積載能力及び運搬実績を上回る見込みはなく、現行の許可業者により適正な収集運搬が確保できるものと考えられることから、令和6年度の新規許可は行わないものとする。家

② し尿、浄化槽汚泥等

種 類	計画処理量 (kl/年)	収集方法	収集運搬主体	搬入先
し尿※1	2, 404	戸別収集	許可業者(3社)	津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター 勝英衛生施設組合滝川苑 真庭市旭水苑※2
浄化槽汚泥	5, 239			

※1：令和4年度から6年度は公共施設の建設工事があるため一時的に汲み取り量が増加することが見込まれます。

※2：6年度中に真庭市の生ごみ処理等資源化施設へ処理が移行する予定です。

4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、美咲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年美咲町条例第172号）に基づき、一般廃棄物を適正に収集、運搬、処理する。町民は、可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラごみについては、美咲町指定ごみ袋を使用し、決められた収集日にごみ収集場所へ分別して搬出する。容器包装プラごみ以外の資源ごみについては、決められた収集日にごみ収集場所の資源回収コンテナへ分別して搬出する。粗大ごみについては、美咲町指定シールを使用し、決められた収集日にごみ収集場所へ分別して排出者の名前を記入して搬出する。

② 本町の資源循環型のまちづくりを進めるため、町民、事業者、行政が一体となり、徹底したごみの分別とリサイクルの推進に努め、ごみの減量化を図る。特に、令和3年度に発生した津山圏域クリーンセンターのごみ容量超過に伴う様々なトラブルに対処すべく、可燃ごみの減量化に継続して取り組む。

5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

① 休止中の最終処分場（柵原クリーンセンター・藤原）の令和6年度末の廃止に向けて、引き続き調査と美作県民局環境課との協議を行う。

② 最終処分場の適正な管理を行う。

③ 環境基本法（平成5年法律第91号）に定める環境基準の遵守。

ア 最終処分場周辺の水質、土壌

6 その他町長が必要と認める事項

- ① 在宅医療に伴い家庭から排出される医療系一般廃棄物については、以下のとおり収集又は処理する。
 - ア 注射針等の鋭利な物は、医療機関などで回収し、感染性廃棄物として処理。
 - イ ビニールパック類等の非鋭利な物は、可燃ごみとして収集し、処理。
- ② 建設廃材、タイヤ、農薬、毒物、廃油、ガスボンベ、廃消火器、農機具、便器、大型金庫（耐火）、バイク（50cc以上）、ホイールなどの車の部品、ピアノ、シャッター、フロンガス含有製品（アイスクリームストッカー、加湿器、ウォーターサーバーなど）、などの津山圏域クリーンセンターで処理できない又は処理が困難な一般廃棄物は、取扱業者や産業廃棄物処理業者で処理する。
- ③ 家電リサイクル法による廃家電製品については、法令に基づく方法により、排出者が適正に分別搬出を行う。なお、義務外品については、町による直営収集及び指定引き取り場所への持ち込みによる処理を行うことができる。
- ④ 災害廃棄物発生時には、災害廃棄物処理基本計画に基づき、仮置場を速やかに設置し、災害廃棄物と家庭から出る通常の一般廃棄物を区別して、適正な収集運搬方法で処理する。なお、災害廃棄物の中間処理については、津山圏域クリーンセンターに加え、民間事業者のエコシステム山陽株式会社と【災害廃棄物処理に関する基本協定】を締結しており、当該協定に基づき、災害廃棄物の中間処理等を依頼するものとする。
- ⑤ プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律（プラスチック資源循環法）が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集を推進するため、分別基準の策定及び当該基準に従った適正な分別排出を促進するために必要な措置を講ずるよう努めることとなるため、津山圏域資源循環施設組合及びその構成市町（津山市、鏡野町、奈義町及び勝央町）と協力して、令和7年度の収集実現に向けた分別方針の策定に努める。